

多重債務で悩んでいる皆さんへ

※利息制限法に基づく引直し計算によって皆さんの借入残高が減ることをご存知ですか？

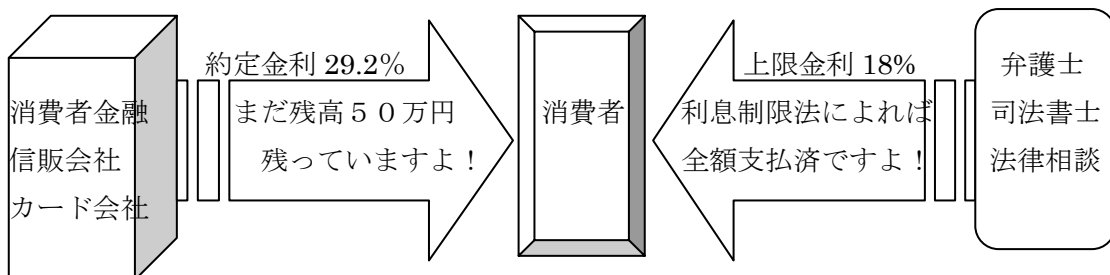
消費者金融、信販会社等からの借入金の支払には、利息制限法という法律によれば無効であり支払義務のない利息（利息のうち年15%～20%を超える部分）が含まれているのが通例です。

<利息制限法の上限金利>

元本の額	利息制限法の上限金利	消費者金融等の通常金利
10万円未満	20%	25%～29.2%
10万円以上～100万円未満	18%	
100万円以上	15%	

したがって、一般的には5～10年程度の期間、真面目に支払いを継続していれば、消費者金融等に対する借金はなくなっていることが多く、逆に、取引がそれ以上の期間継続しているような場合には、払い過ぎた利息を取り返すことが可能になる場合があります（これを「過払金請求」といいます）。

<利息制限法のイメージ図>



もっとも、これらの利息制限法に基づく計算（これを「引直し計算」と呼びます）をするためには、消費者金融等に対して、初回借入以降の全取引履歴の開示を求め、これを元に利息制限法に基づく正しい元本を確定する必要があります。

<引直し計算の事例>

3社から借入れのある消費者Xさん。借入残高は合計79万円。返済しても返済しても一向に元金が減らないので困っていますが、これを利息制限法で引直し計算してみるとどうなるのでしょうか？

Aローン

5年前に利率29%で50万円を借入れて、返済は毎月1万3000円を滞りなく支払ってきた。現在、消費者金融から残元金は38万円と言われている。

⇒引直し計算をすると、元本は全額支払済みで15000円の払い過ぎ（過払）でした。

Bローン

10年前に利率27%で50万円を借り入れて、返済は毎月2万2000円を滞りなく支払ってきた。毎年10万円程度借り増して、5年前には50万円の借り増し、2年前に30万円の借り増しをしている。現在、消費者金融からは残元金は25万円と言われている。

⇒引直し計算をすると、元本は全額支払済みで42万円の払い過ぎ（過払）でした。

Cキャッシング

3年前に利率25%で30万円を借入れて、返済は毎月9000円を滞りなく支払ってきた。現在、消費者金融から残元金は16万円と言われている。

⇒引直し計算をすると、残元本はあと9万4000円でした。

▼結局、3社の引直し計算をすることによって借金はなくなりました

過払分（1万5000円+42万円）－残債務9万4000円 ＝ 34万円（手元に残る）

これらの取引履歴開示請求、引直し計算、元本確定後の弁済案の提示、過払金の請求などは法律業務に該当するため、金融機関等に依頼することはできません。

したがって、利息制限法に基づく正確な借入額を把握するためには、債務整理手続きに詳しい弁護士、司法書士に相談・依頼されることをお勧めします。なお、弁護士等の債務整理では、利息制限法による残元本の確定を行った後の分割弁済案については、それまでの遅延損害金や将来の利息を付けない取扱いが一般的です。また、弁護士等に依頼して債務整理を行う場合は、当該弁護士等に支払う費用（報酬、実費等）がかかります。詳しくは各弁護士、司法書士にお問い合わせください。

大阪弁護士会	TEL06-6364-0255(案内)
京都弁護士会	TEL075-231-2335
滋賀弁護士会	TEL077-522-2013
奈良弁護士会	TEL0742-22-2035
兵庫県弁護士会	TEL078-341-7061
福井弁護士会	TEL0776-23-5255
和歌山弁護士会	TEL073-422-4580

大阪司法書士会	TEL06-6941-5351
京都司法書士会	TEL075-241-2666
滋賀県司法書士会	TEL077-525-1093
奈良県司法書士会	TEL0742-22-6677
兵庫県司法書士会	TEL078-341-6554
福井県司法書士会	TEL0776-30-0001
和歌山県司法書士会	TEL073-422-0568

以上